

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム
～受講料を負担せず、有給で養成機関に通って資格がとれる～

厚生労働省

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

- 仕事を探している人が、養成機関での受講時間も含め給与を得て、働きながら介護資格を取得するプログラムです
 - プログラムの参加者は、介護施設に、1年以内(介護福祉士を目指す事業は1回更新可とし、最長2年間)の雇用契約で雇われます
 - その間に、参加者は、養成機関に通って、資格(ホームヘルパー2級または介護福祉士)をとることができます
 - ヘルパー2級の場合、130時間の講義(学科、実技、実習)を受講
(週3回・3ヶ月、週5回・2ヶ月などいろいろなタイプがあります)
 - 介護福祉士の場合、2年間で1800時間の講義(学科、実技、実習)を受講
 - 講座受講のない日(時間)は、介護施設で働きます
 - 通学日は授業終了後に夕食・入浴の世話をしたり、通学を要しない日には、朝から通常の介護労働を行います
 - 資格取得後も、雇用契約の期間が終わるまで介護施設で働きます

～ホームヘルパー2級の養成を目指すコースの場合～

地方公共団体



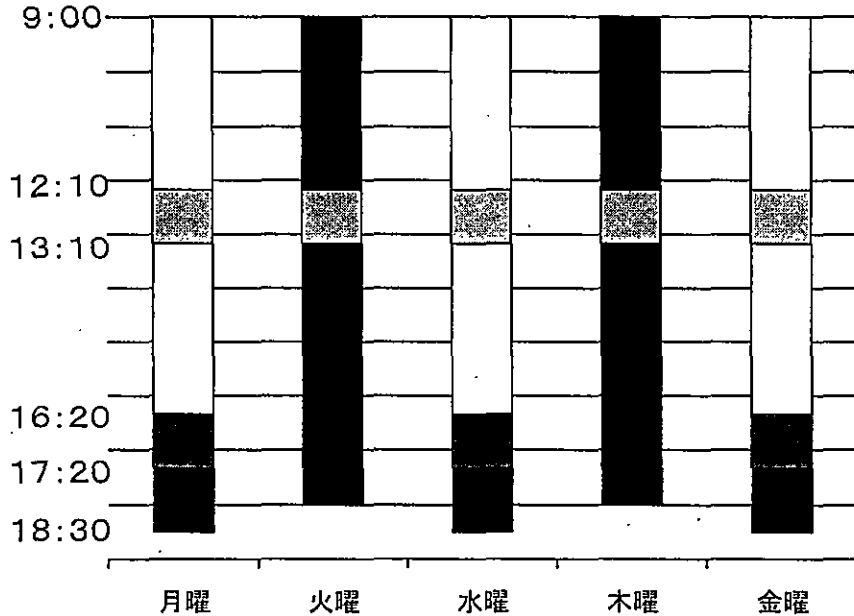
※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年以内)にて雇入れ
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護労働を業務指示
 委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
 養成機関における受講費用 等

介護施設

- 通常通学时：養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護労働
- 休講日及び受講終了後：一般職員と同様のシフトで勤務可能

○ 講座受講中の週間スケジュール (例)



ヘルパー2級養成機関

- 雇用契約期間内に、給料を得ながら無料でホームヘルパー2級取得のための、通常の講座を受講する。
- 130時間の講義(学科、実技及び実習)を受講。
※うち、実習30時間。
- カリキュラムについては、
・週1回通学、4ヶ月程度
・週3回通学、3ヶ月程度
・週5回通学、2ヶ月程度
等、様々な講座が開講されている。

- 養成機関における講義及び実習
- ▨ 昼休み
- 養成機関から施設への移動時間
- 介護施設における介護労働

※ なお、夏期・冬期等の長期休暇中は通常シフトで勤務可能

～介護福祉士の養成を目指すコースの場合～

地方公共団体

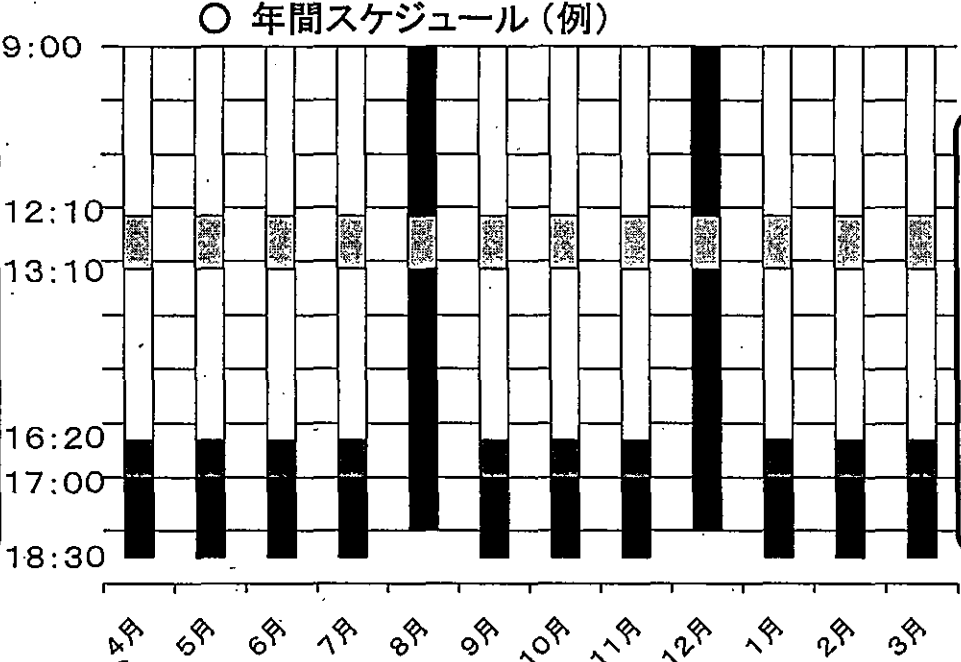


※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年契約を更新して実質2年)にて雇入れ
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護補助を業務指示
 委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
 養成機関における受講料 等

介護施設

- 通常通学时：養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護労働
- 長期休暇時：一般職員と同様のシフトで勤務可能



介護福祉士養成機関

- 雇用契約期間内に、給料を得ながら無料で、介護福祉士資格取得のための、通常の講座を受講する。
- 2年間で1800時間の講義(学科、実技及び実習)を受講する。

□ 養成機関における講義及び実習
 ■ 昼休み
 ■ 養成機関から施設への移動時間
 ■ 介護施設における介護労働
 ※ なお、夏期・冬期等の長期休暇中は通常シフトで勤務可能

このプログラムのメリット

- プログラムに参加する人は
 - 養成機関の受講料の負担はありません
 - 働いている時間だけでなく、養成機関に通っている時間も給与が出ます
 - ー 給与の額は、事業を実施する地方自治体と介護施設の間の契約をベースとして設定されます
- 介護施設は
 - 事業を実施する地方自治体から事業費が支払われます
 - その事業費で、参加者に対する給与支払いと養成機関への受講料支払いができますので、介護施設の負担はありません
 - ー 介護保険サービスの基準上、介護職員と算定するか否かは、それぞれの勤務形態に応じて判断することとなります
- 養成機関は
 - 学卒等若年者の受講者が減少する中で、既存の養成コースに、介護施設から生徒を受け入れることができます
 - 対象者が既に介護施設に雇い入れられている者であるため、実習先として当該介護施設の協力が得られやすくなります

プログラムの終了後は

- プログラム終了後は

- 介護施設は、引き続き参加者を本採用することができます
(義務ではありません)
- 仮にその施設での雇用につながらない場合でも、資格を利用して別の施設での仕事を探すことができます
 - ハローワークがお手伝いをします

地方自治体の方々へ

- このプログラムは、緊急雇用創出事業として実施するものです
 - 地方自治体が実施主体となりますが、新たな負担はありません
- プログラムの実施により、資格を有する介護労働力を確保することが可能となり、地域における介護サービスの質、量を引き上げることができます
- このプログラムにあわせ、緊急雇用創出事業の要件を緩和しました(介護分野)
 - 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合を1/2以上とする
 - ーこれまでは人件費割合7割以上かつ新規雇用失業者の割合が全労働者の4分の3以上
 - 雇用期間は1年以内。介護福祉士を目指す事業は1回更新可とし、最長2年間
 - ーこれまでは原則6ヶ月未満、1回更新可
 - 雇い入れ事業所外での養成講座の受講を可とする ー従前は不可
- 今年度中からも前倒し執行等により積極的な実施をお願いします
 - ー今年度中に開始できるよう、補正予算の手続き等の早期実施をお願いします
 - ー訪問介護員養成研修課程における実習に係る課程の一部を免除することができますので、免除規定の積極的な活用をお願いします

※介護職員等として実務経験を有する者については、それぞれの職種により既に研修したと同等の知識等を有すると認められる場合は、研修課程の一部を免除することができますとされています